

令和7年度福島市乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度) 実施事業者
募集要領

2025(令和7)年4月
福島市こども未来部

1. はじめに

福島市では、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化するため、就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で利用できる乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度。以下「当事業」という。）を実施する事業者を募集します。

2. 募集事業者（実施主体）

事業実施者は、福島市内において、「4. 事業内容等（3）実施場所」に記載のいずれかの施設を運営している法人とします。

3. 応募要件

応募の際は、以下の要件を満たすこととします。

- (1) 「4. 事業内容等（3）実施場所」に記載のいずれかの施設を、1年以上運営していること。
- (2) 福島市子どものえがお条例（令和3年条例第28号）第3条第2号に規定する基本理念を理解した上で、乳幼児の預かりや保護者支援に、熱意と理解を持ち、実施に積極的に協力できること。

【福島市子どものえがお条例】

子どもが、健やかに育つために、子どもにとっての最善の方法及び子どもの幸せが追求され、自己肯定感が育まれる環境を整えられること。

- (3) 本事業を遂行できる十分な資力、信用、技術能力を有し、継続的に安定した事業運営ができること。
- (4) 福島市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は社会的非難関係者（暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として福島県暴力団員排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条に規定するものをいう。）に該当しない者であること。

4. 事業内容等

(1) 事業開始日

令和7年7月1日から。

令和7年7月1日の事業開始が困難である場合は、実施体制が整い次第の事業開始を可能としますので、個別にご相談ください。

(2) 対象となるこども

ア 利用日時点で、生後6か月～満3歳未満

※実施施設の状況により、受入年齢を限定することは可能

イ 保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所または企業主導型保育事業所に通園していない未就園児

ウ 福島市に住民登録がある

エ 当事業を実施する事業者が運営する地域子育て支援センター、または当該事業者が実施している未就園児向け子育て支援事業の利用経験がある

(3) 実施場所

ア 地域子育て支援センターを併設する保育所または認定こども園

※主たる実施場所は、地域子育て支援センター、保育所、認定こども園のいずれも可

イ 未就園児向け子育て支援事業を実施する私立幼稚園

なお、「福島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第15号）第21条に定める基準を満たすことが必要です。

(4) 実施方式

ア 一般型（在園児合同）：保育所等の定員と関わりなく定員設定を行い、在園児と合同で受入れを行う方法

イ 一般型（専用室独立実施）：保育所等の定員と関わりなく定員設定を行い、在園児と別の専用スペースを設けて受入れを行う方法

(5) 利用時間

こども1人当たり月10時間の利用を限度とし、時間単位で実施します。

(6) 開所時間等

開所日及び開所時間は、事業者において定めることとしますが、原則として週に2日以上かつ月に10時間以上の利用可能枠を確保することとします。

(7) 料金

① 事業者が利用者から徴収する利用料金

ア 一人1時間当たり300円を基本とし、事業者が利用料金を定めて施設で徴収します。

イ 利用者によっては、以下のとおり利用料金の減免を受けられる場合があります。

以下は現時点の想定です。

生活保護法による被保護世帯	300円／1時間 減額
市町村税非課税世帯	240円／1時間 減額
市町村税所得割合合算額が7万7,101円未満の世帯	210円／1時間 減額
その他支援児童がいる世帯	150円／1時間 減額

※減免した利用料は市から事業者へ補助金としてお支払いいたします。

ウ 上記のほか、あらかじめ保護者の同意を得た上で、食事代・おやつ代・行事費等の実費相当額について、事業者が定めて徴収します。

② 市から事業者への補助

補助単価は、対象児童の年齢ごと、障がいの有無等で加算があり、以下の通りです。

	こども一人 1時間当たり単価
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円
障害児加算	400円
要支援家庭のこども加算	400円
医療的ケア児加算	2,400円

5. スケジュール等

1	募集要領公表 ・ 募集要領、各種様式及び資料等は本市ホームページにて公表します。 URL: https://www.city.fukushima.fukushima.jp/youho-kikaku/kosodate/daretuu.html	令和7年4月9日（水）公表
2	質問の受付 ・ 質問事項については個別に受付いたします。 ・ 質問がある場合は、「8問い合わせ・書類送付先」に記載のメールアドレスに質問内容を送付するか、電話で問い合わせください。	令和7年4月9日（水）～随時受付
3	応募申請書・関係書類の受付 ・ 持参又は郵送により1部ご提出ください。なお、持参の場合は、事前に来庁時間をお知らせください。 上記に加えて、電子メールにより送付可能な資料は、データで送付をお願いします。 ・ 書類毎に提出期限が異なりますので、詳細は「【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）】認可申請 添付書類一覧」をご確認ください。	令和7年4月23日（水）～4月30日（水） ※一部の添付資料は5月20日（火）まで
4	・ 福島市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 ・ 保育所・認定こども園等部会開催 ・ 実施事業者の決定	令和7年6月上旬（予定）
5	実施事業者の認可	令和7年6月上旬（予定）
6	事業開始	令和7年7月1日～

6. その他の留意事項

- (1) 応募に係る一切の費用については、すべて法人の負担とします。
- (2) 申請内容は、福島市との協議により、内容の変更を求める場合があります。
- (3) 本事業の業務の全部を第三者に委託することは禁止します。
- (4) 以下に該当する場合は、応募が無効または失格となります。
 - ア 本応募要領に適合していない場合
 - イ 応募書類に重大な不備や虚偽の記載があった場合
 - ウ その他不正行為等があった場合
- (5) その他、本募集要領に定めのない事項については、福島市において定めます。

7. 参考資料

- 【資料1】 福島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 【資料2】 令和7年度における福島市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業）の概要
- 【資料3】 利用に関すること
- 【資料4】 設備に関する基準
- 【資料5】 保育の留意点

8. 問い合わせ・書類送付先

福島市 こども未来部 幼保企画課 幼保企画係

〒960-8002 福島市森合町10番1号

TEL 024-597-6726

FAX 024-572-3419

メール kodomo@mail.city.fukushima.fukushima.jp